

## 5-8 通称又は旧姓使用（都道府県・政令指定都市）

(2025年4月1日現在)

都道府県 政令都市	職員の通称又は旧姓使用の使用に関する規定			
	1:明記した規定がある	2:明記した規定はないが、運用上認めている	3:明記した規定がなく、運用上も認めていない	4:明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない
北海道	○			
青森県	○			
岩手県	○			
宮城县	○			
秋田県	○			
山形県	○			
福島県	○			
茨城県	○			
栃木県	○			
群馬県	○			
埼玉県	○			
千葉県	○			
東京都	○			
神奈川県	○			
新潟県	○			
富山县	○			
石川県	○			
福井県	○			
山梨県	○			
長野県	○			
岐阜県	○			
静岡県	○			
愛知県	○			
三重県	○			
滋賀県	○			
京都府	○			
大阪府	○			
兵庫県	○			
奈良県	○			
和歌山县	○			
鳥取県	○			
島根県	○			
岡山県	○			
広島県	○			
山口県	○			
徳島県	○			
香川県	○			
愛媛県	○			
高知県	○			
福岡県	○			
佐賀県	○			
長崎県	○			
熊本県	○			
大分県	○			
宮崎県	○			
鹿児島県	○			
沖縄県	○			
計 割合(%)	47 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
札幌市	○			
仙台市	○			
さいたま市	○			
千葉市	○			
横浜市	○			
川崎市	○			
相模原市	○			
新潟市	○			
静岡市	○			
浜松市	○			
名古屋市	○			
京都都市	○			
大阪市	○			
堺市	○			
神戸市	○			
岡山市	○			
広島市	○			
福岡市	○			
北九州都市	○			
熊本市	○			
計 割合(%)	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計 割合(%)	67 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)